



厚生労働省

埼玉労働局

Press Release

報道関係者各位

令和2年9月1日
照会先
埼玉労働局労働基準部賃金室
室長 津田 恵子
室長補佐 飯田 正幸
電話 048-600-6205

埼玉県最低賃金の改正を決定

— 本年10月1日から時間額928円に —

- 1 本日、埼玉労働局長（増田 嗣郎）は、本年10月1日から埼玉県最低賃金の最低賃金額を1時間928円（引上げ額2円、引上げ率0.22%）とする改正を決定し、官報に掲載することによって公示しました。
- 2 改定後の最低賃金額（時間額928円）は、東京、神奈川、大阪に次ぐ額となりました。
【添付資料1】 埼玉県最低賃金の推移（昭和47年～令和2年）
- 3 埼玉県最低賃金とは別に5業種の特定（産業別）最低賃金が適用される場合があります。
【添付資料2】 埼玉県の最低賃金（令和2年9月1日更新）
 - (1) 最低賃金制度
最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされる制度です。
 - (2) 適用
埼玉県最低賃金は、原則として埼玉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。
派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されますので、埼玉県内の事業場に派遣されている場合は、埼玉県最低賃金が適用されます。
なお、埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた者はこの限りではありません。
 - (3) 金額
次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③臨時に支払われる手当
- ④賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

(4) 日給、月給等との比較方法

埼玉県最低賃金は時間額で決められていますが、日給、月給の場合の比較方法は次のとおりです。

①日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）

②月給の場合

月給額 × 12ヶ月 ÷ 年間所定労働時間 ≥ 最低賃金額（時間額）

埼玉県最低賃金の推移

(単位：円、%)

改正発効日	最低賃金額					
	日 額	時間額		引上げ額	引上げ率	
		引上げ額	引上げ率			
昭和 47. 8. 14	1,055	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
49. 3. 21	1,280	225	21.33	—	—	—
49. 12. 30	1,648	368	28.75	—	—	—
51. 3. 31	1,980	332	20.15	—	—	—
52. 10. 22	2,380	400	20.20	297	—	—
53. 9. 30	2,530	150	6.30	316	19	6.33
54. 9. 30	2,685	155	6.13	336	20	6.33
55. 10. 31	2,877	192	7.15	360	24	7.14
56. 10. 24	3,063	186	6.47	384	24	6.67
57. 11. 1	3,232	169	5.52	405	21	5.47
58. 10. 24	3,335	103	3.19	417	12	2.96
59. 10. 25	3,439	104	3.12	430	13	3.12
60. 10. 11	3,563	124	3.61	446	16	3.72
61. 10. 11	3,670	107	3.00	459	13	2.91
62. 10. 1	3,751	81	2.21	470	11	2.40
63. 10. 1	3,863	112	2.99	484	14	2.98
平成 元. 10. 1	4,020	157	4.06	503	19	3.93
2. 10. 20	4,214	194	4.83	527	24	4.77
3. 10. 1	4,423	209	4.96	553	26	4.93
4. 10. 1	4,609	186	4.21	577	24	4.34
5. 10. 1	4,757	148	3.21	595	18	3.12
6. 10. 1	4,868	111	2.33	611	16	2.69
7. 10. 1	4,978	110	2.26	625	14	2.29
8. 10. 1	5,081	103	2.07	638	13	2.08
9. 10. 1	5,191	110	2.16	652	14	2.19
10. 10. 1	5,283	92	1.77	664	12	1.84
11. 10. 1	5,330	47	0.89	669	5	0.75
12. 10. 1	5,372	42	0.79	673	4	0.60
13. 10. 1	5,408	36	0.67	677	4	0.59
14. 10. 1	時間額表示一本化			678	1	0.15
—	—	—	—	—	—	—
16. 10. 1	—	—	—	679	1	0.15
17. 10. 1	—	—	—	682	3	0.44
18. 10. 1	—	—	—	687	5	0.73
19. 10. 20	—	—	—	702	15	2.18
20. 10. 17	—	—	—	722	20	2.85
21. 10. 17	—	—	—	735	13	1.80
22. 10. 16	—	—	—	750	15	2.04
23. 10. 1	—	—	—	759	9	1.20
24. 10. 1	—	—	—	771	12	1.58
25. 10. 20	—	—	—	785	14	1.82
26. 10. 1	—	—	—	802	17	2.17
27. 10. 1	—	—	—	820	18	2.24
28. 10. 1	—	—	—	845	25	3.05
29. 10. 1	—	—	—	871	26	3.08
30. 10. 1	—	—	—	898	27	3.10
令和 元. 10. 1	—	—	—	926	28	3.12
2. 10. 1	—	—	—	928	2	0.22

令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	改定額【円】 (※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	861 (861)	- (※3)	- (※3)
青森	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
岩手	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
宮城	C	825 (824)	1	2020年 10月1日
秋田	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
山形	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
福島	D	800 (798)	2	2020年 10月2日
茨城	B	851 (849)	2	2020年 10月1日
栃木	B	854 (853)	1	2020年 10月1日
群馬	C	837 (835)	2	2020年 10月3日
埼玉	A	928 (926)	2	2020年 10月1日
千葉	A	925 (923)	2	2020年 10月1日
東京	A	1,013 (1013)	-	-
神奈川	A	1,012 (1011)	1	2020年 10月1日
新潟	C	831 (830)	1	2020年 10月1日
富山	B	849 (848)	1	2020年 10月1日
石川	C	833 (832)	1	2020年 10月7日
福井	C	830 (829)	1	2020年 10月2日
山梨	B	838 (837)	1	2020年 10月8日
長野	B	849 (848)	1	2020年 10月1日
岐阜	C	852 (851)	1	2020年 10月1日
静岡	B	885 (885)	-	-
愛知	A	927 (926)	1	2020年 10月1日
三重	B	874 (873)	1	2020年 10月1日
滋賀	B	868 (866)	2	2020年 10月1日
京都	B	909 (909)	-	-
大阪	A	964 (964)	-	-
兵庫	B	900 (899)	1	2020年 10月1日
奈良	C	838 (837)	1	2020年 10月1日
和歌山	C	831 (830)	1	2020年 10月1日
鳥取	D	792 (790)	2	2020年 10月2日
島根	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
岡山	C	834 (833)	1	2020年 10月1日
広島	B	871 (871)	-	-
山口	C	829 (829)	-	-
徳島	C	796 (793)	3	2020年 10月3日
香川	C	820 (818)	2	2020年 10月1日
愛媛	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
高知	D	792 (790)	2	2020年 10月3日
福岡	C	842 (841)	1	2020年 10月1日
佐賀	D	792 (790)	2	2020年 10月2日
長崎	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
熊本	D	793 (790)	3	2020年 10月1日
大分	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
宮崎	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
鹿児島	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
沖縄	D	792 (790)	2	2020年 10月3日
全国加重平均		902 (901)	1	-

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額
 ※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付
 ※3 地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。

埼玉県最低賃金

令和2年9月1日更新

埼玉県最低賃金	時間額（円）	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。	改正発効日
	928		令和2年10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額（円）	適用除外労働者（埼玉県最低賃金が適用されず。）	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	944	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和元年12月1日
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	951		
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	961		
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	959		
埼玉県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	957		

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
 2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。
 (※ 「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が実質的に適用されます。)
 3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
 4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法
 ・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
 ・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
 5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉県労働局
労働基準監督署